

高知市福寿園指定管理者募集要領

1 指定管理者公募の趣旨

高齢者の心身の健康及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の交流の場の提供等をするため設置された高知市福寿園をより効率的かつ効果的に管理運営するため、高知市福寿園条例（平成 16 年条例第 9 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により指定管理者を募集します。

高知市福寿園は、養護老人ホームと元気ふれあい館との複合施設となっており、これらの施設の一体的な管理運営となります。

管理運営の経費縮減を図りながら、入所者処遇及び利用者サービスの向上に努め、高齢者福祉の増進に寄与する創意工夫のある管理運営計画についてご提案ください。

2 対象施設の概要

- (1) 名 称 高知市福寿園（以下「福寿園」という。）
- (2) 所 在 地 高知市福井町 748 番地
- (3) 面 積 敷地面積 15,095.75 m²
建築面積 7,936.22 m²
- (4) 開園年月日 昭和 47 年 6 月 1 日
- (5) 入 所 定 員 130 人
- (6) 施設の概要

養護老人ホーム

居室（1人用 124 室，2人用 3 室），静養室，デイルーム，多目的ホール，浴室，リラックスルーム，洗面所，便所，医務室，調理室，配膳室，宿直室，職員室，事務室，洗濯室，処理室，霊安室等

元気ふれあい館

研修室，栄養実習室，和室，交流支援室 A，交流支援室 B，交流支援室 C，集会所，機能訓練室，運動指導室等

駐車場

4 か所 52 台分（うち障害者用 1 台分）

詳細については、別紙高知市福寿園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙 1）に定めるとおり

- (7) 利用状況及び収支状況 別紙 2 のとおり
- (8) 職員配置状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）
施設長 1 人，事務員 3 人（1 人），看護師 2 人（2 人），栄養士 1 人，主任生活相談員 2 人（1 人），生活相談員 3 人，主任支援員 1 人，支援員 14 人（5 人），医師 2 人，理学療法士 2 人，物療技師 1 人，宿直員 3 人 合計 35 人

- (注) ア 介護サービスについては、個人契約型を選択しています。
イ ()内は、臨時職員又は再任用職員で内数です。
ウ 医師及び宿直員は、非常勤職員です。
エ 調理は、別途委託契約をしています。

3 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで (5 年間)

ただし、指定期間中においても、指定管理者が管理を怠るなど管理状況が良好でないと高知市長が認めるときは、改善の指導を行い、指導に従わないときは、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

その場合、指定管理者に損害が発生しても、高知市は賠償請求に応じませんが、取消しに伴う高知市の損害については、指定管理者に賠償請求を行うことがあります。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑に業務を行うことができるように引継ぎを行うこととします。

4 指定管理者が行う業務等の範囲

(1) 施設の管理運営に関する業務

老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 4 に規定する養護老人ホームを運営する業務

元気ふれあい館の施設又は設備の使用の許可に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

福寿園の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

詳細については、別紙仕様書のとおり

(2) 自主事業として行うことが可能な業務

指定管理者は、福寿園を利用して自主事業を実施することができます。実施に当たっては、あらかじめ高知市の承認が必要です。自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属します。

施設の設置目的に合致するとともに、地域福祉を推進する事業を提案してください。

5 管理の基準

(1) 元気ふれあい館の使用時間及び休館日

条例第 9 条及び第 10 条に規定するとおり

(2) 使用の制限等

条例第 12 条及び第 18 条に規定するとおり

(3) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成 17 年条例第 69 号) 第 11 条の規定を遵守しなければなりません。

6 指定管理料

(1) 養護老人ホームに係る指定管理料

養護老人ホームの管理運営については、措置市町村が支弁する老人保護措置費を充てるものとします。

なお、老人保護措置費以外に、指定管理料は別途交付しないこととします。

(2) 元気ふれあい館に係る指定管理料

上記に定める指定期間における指定管理料の上限年額は、9,964 千円（消費税，地方消費税その他一切の経費を含む。）とします。

なお、各年度ごとの指定管理料は、予算査定の上で決定するものであり、提案される指定管理料は、指定管理者を選考する上での参考資料とします。

上限年額の根拠については、「上限年額について（元気ふれあい館）」（別紙 3）のとおり

(3) 指定管理料の支払

各年度の指定管理料は、別途「年度協定書」を締結し、支払うものとします。

(4) 留意点

元気ふれあい館の貸館及び事業に係る費用は、老人保護措置費から充当してはいけません。

7 利用料金

指定管理者は、条例第 14 条に規定する元気ふれあい館の使用料に関し、条例第 17 条第 3 項の規定に基づき高知市の承認を受けて条例に定める範囲内で自らの責任において利用料金を設定し、自らの収入として収受することができます。

また、条例第 15 条に規定する規則で定める特別の事由があるときは、利用料金を減免するものとします。

8 法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、老人福祉法、老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）、条例、高知市福寿園条例施行規則（平成 16 年規則第 60 号。以下「規則」という。）、高知市福寿園管理規程（昭和 47 年庁達第 12 号。以下「管理規程」という。）、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 126 号）、高知市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 37 号）及び同条例施行規則（平成 5 年規則第 60 号）その他関係法令を遵守しなければなりません。

9 応募資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 高知市内に主たる事務所を有し、かつ、高知市内で養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームの良好な運営が行われている社会福祉法人

イ 高知市内に主たる事務所を有する社会福祉法人を平成 20 年 11 月 14 日までに設立できる者であって、かつ、高知市内で介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の良好な運営を行っている高知市内に主たる事務所を有する医療法人の全面的な支援を受けることができる団体。ただし、同一の医療法人は、複数の団体を支援することができません。

- (2) 前号の規定にかかわらず、前号アの法人又はイの団体（支援する医療法人を含む。）（以下「法人等」という。）が次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。また、応募してから協定を締結するまでの間に次のいずれかに該当することになった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

法律行為を行う能力を有しない法人等及びその代表者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等

高知市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人等

高知市から指定管理者の業務の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から 6 か月を経過しない法人等

国税、高知県税及び高知市税を滞納している法人等

法人等の代表者が国税、高知県税及び高知市税を滞納している法人等

手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善されない法人等

差押え、仮差押え又は仮処分がなされ、これらが解消されていない法人等

破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手續について、申立て（債権者が申立てを行った場合を除く。において同じ。）がされた法人等

会社更生又は民事再生の手續について申立てがなされ、この手續が終了していない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から 1 年を経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から 3 か月を経過しない法人等

当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善されない法人等

次の者が理事長、理事、監事若しくはこれに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等

ア 高知市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

- ウ 高知市議会議員
- エ 高知市長

10 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールは、次のとおり

- (1) 募集要領の配布期間 平成 20 年 7 月 24 日（木）～ 7 月 30 日（水）
- (2) 公募説明会及び施設見学 平成 20 年 7 月 31 日（木）
- (3) 質問書提出期間 平成 20 年 7 月 31 日（木）～ 8 月 11 日（月）
- (4) 質問に対する回答 平成 20 年 8 月 22 日（金）
- (5) 提案書の受付期間 平成 20 年 8 月 25 日（月）～ 9 月 19 日（金）
- (6) 書類審査 平成 20 年 9 月下旬
- (7) 審査委員会の選考 平成 20 年 10 月上旬～下旬
- (8) 選定結果の通知 平成 20 年 11 月中旬
- (9) 議会提案 平成 20 年 12 月上旬
- (10) 指定管理者の指定 平成 20 年 12 月定例市議会議決後
- (11) 業務の引継ぎ 平成 21 年 1 月上旬～ 3 月 31 日（火）

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要となるため、議会の承認が得られてから正式決定となります。

11 募集要領等の配布

(1) 配布方法

元気いきがい課の窓口において配布しますが、直接窓口に来所することが困難な場合は、高知市ホームページからダウンロードすることができます（郵送による配布は行いません。）

配布期間 平成 20 年 7 月 24 日（木）～ 7 月 30 日（水）

ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

窓口配布時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

配布場所 高知市健康福祉部元気いきがい課

高知市本町五丁目 1 番 45 号 第二庁舎 1 階

電話番号 088 - 823 - 9378

ファックス番号 088 - 875 - 6684

高知市のホームページ

(<http://www.city.kochi.kochi.jp/joho/hp/index.htm>)

高知市情報日曜日 課別索引 健康福祉部 元気いきがい課

(2) 配布資料

募集要領

仕様書（別紙 1）

利用状況及び収支状況（別紙 2）

- 上限年額について（元気ふれあい館）（別紙 3）
- 施設平面図（別紙 4）
- 施設及び設備の維持管理業務基準一覧（別紙 5）
- 高知市福寿園管理運営に関する基本協定書案（別紙 6）及び年度協定書案（別紙 7）
- リスク分担表（別紙 8）
- 選定基準書（別紙 9）
- 条例，規則，管理規程，高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
- 公募説明会及び施設見学参加申込書（様式ア）
- 指定申請に関する質問書（様式イ）
- 指定申請辞退届出書（様式ウ）
- 申請様式
- ア 指定申請書（様式 1）
- イ 法人等の概要書（様式 2）
- ウ 事業計画書（様式 3）
- エ 収支予算書（様式 4）
- オ 役員名簿（様式 5）
- カ 医療法人の支援を受ける旨の誓約書（様式 6）
- キ 職員の採用等の状況（様式 7）
- ク 職員の給与状況等（様式 8）

12 公募説明会及び施設見学

応募方法，提案書類，指定管理業務，現場の状況等について説明会を開催します。

応募される法人等は，「公募説明会」及び「施設見学」に必ず参加してください。

なお，参加されない場合は，提案書の提出ができませんので，注意してください。

- (1) 日 時： 平成 20 年 7 月 31 日（木）午前 10 時～正午（予定）
- (2) 場 所： 高知市福寿園
- (3) 参加人数： 1 法人等につき 2 人までとします。
- (4) 提出方法： 公募説明会及び施設見学参加申込書（様式ア）を窓口へ持参するか，又はファックスによりお申し込みください。
- (5) 提出先： 高知市健康福祉部元氣いきがい課 高知市福寿園指定管理者担当宛て
ファックス番号 088 - 875 - 6684

締切日時は，平成 20 年 7 月 30 日（水）午後 5 時までとします。連絡がない場合は，説明会への参加をお断りする場合があります。

13 質問

- (1) 提出期間 平成 20 年 7 月 31 日（木）～ 8 月 11 日（月）
ただし，土曜日及び日曜日は除きます。

- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- (3) 受付場所 高知市健康福祉部元気がいい課
- (4) 提出書類 指定申請に関する質問書（様式イ）によること。
- (5) 提出方法 質問書を窓口へ持参するか、又はファックスにより行ってください（電話、口頭又は電子メールによる質問は受け付けません。）
記入漏れ、応募資格がないものについては、お答えできない場合があります。
- (6) その他 質問の内容及び回答は、高知市のホームページによりお知らせします。

14 提案

- (1) 受付期間 平成 20 年 8 月 25 日（月）～ 9 月 19 日（金）
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
- (3) 受付場所 高知市健康福祉部元気がいい課
- (4) 提出方法 窓口へ持参すること（郵送による提出はできません。）
- (5) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。提出書類は、原則として A 4 版（A 3 版を折り込んで A 4 版とすることは可）としてください。

第 9 項第 1 号アに該当する社会福祉法人

（高知市内に主たる事務所を有し、かつ、高知市内で養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームの良好な運営が行われている社会福祉法人）

1	指定申請書	（様式 1）
2	法人等の概要書	（様式 2）
3	事業計画書	（様式 3）
4	収支予算書	（様式 4）
5	定款	
6	法人の登記事項証明書	
7	役員名簿	（様式 5）
8	法人及び代表者の印鑑証明書	
9	国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類（過去に未納税額のない証明書又は納税証明書（直近 3 年間分））	<u>法人及び代表者分</u>
10	貸借対照表、収支決算書その他財務状況の概要が分かる書類（直近 3 年間分）	
11	職員の採用等の状況	（様式 7）
12	職員の給与状況等	（様式 8）
13	その他必要と認める書類	

第 9 項第 1 号イに該当する団体で、応募時点で社会福祉法人であるもの

（高知市内に主たる事務所を有する 以外の社会福祉法人であって、かつ、高知市内で介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の良好な運営を行っている高知市

内に主たる事務所を有する医療法人の全面的な支援を受けることができる団体)

1	指定申請書 (様式1)
2	法人等の概要書 (様式2)
3	事業計画書 (様式3)
4	収支予算書 (様式4)
5	定款
6	法人の登記事項証明書
7	役員名簿 (様式5)
8	法人及び代表者の印鑑証明書
9	国税, 県税及び市税の滞納がないことを証明する書類(過去に未納税額のない証明書又は納税証明書(直近3年間分)) <u>法人及び代表者分</u>
10	貸借対照表, 収支決算書その他財務状況の概要が分かる書類(直近3年間分)
11	医療法人の支援を受ける旨の誓約書(様式6)
12	職員の採用等の状況(様式7)
13	職員の給与状況等(様式8)
14	その他必要と認める書類

なお, 支援する医療法人についても, 別途, 次の書類の提出が必要です。

1	法人等の概要書 (様式2)
2	定款
3	法人の登記事項証明書
4	役員名簿 (様式5)
5	法人及び代表者の印鑑証明書
6	国税, 県税及び市税の滞納がないことを証明する書類(過去に未納税額のない証明書又は納税証明書(直近3年間分)) <u>法人及び代表者分</u>
7	貸借対照表, 収支決算書その他財務状況の概要が分かる書類(直近3年間分)
8	支援をする旨の議事録
9	職員の採用等の状況(様式7)
10	職員の給与状況等(様式8)
11	その他必要と認める書類

第9項第1号イに該当する団体で, 応募時点で社会福祉法人でないもの

(高知市内に主たる事務所を有する社会福祉法人を平成20年11月14日までに設立する者であって, かつ, 高知市内で介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の良好な運営を行っている高知市内に主たる事務所を有する医療法人の全面的な支援を受けることができる団体)

1	指定申請書 (様式1)
2	法人等の概要書 (様式2)

3	事業計画書 (様式3)
4	収支予算書 (様式4)
5	役員名簿 (様式5) <u>予定者を記入すること。</u>
6	印鑑証明書 <u>代表予定者分のみ</u>
7	国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類(過去に未納税額のない証明書又は納税証明書(直近3年間分)) <u>代表予定者分のみ</u>
8	医療法人の支援を受ける旨の誓約書(様式6)
9	その他必要と認める書類

なお、支援する医療法人についても、別途、次の書類の提出が必要です。

1	法人等の概要書 (様式2)
2	定款
3	法人の登記事項証明書
4	役員名簿 (様式5)
5	法人及び代表者の印鑑証明書
6	国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類(過去に未納税額のない証明書又は納税証明書(直近3年間分)) <u>法人及び代表者分</u>
7	貸借対照表、収支決算書その他財務状況の概要が分かる書類(直近3年間分)
8	支援をする旨の議事録
9	職員の採用等の状況(様式7)
10	職員の給与状況等 (様式8)
11	その他必要と認める書類

(6) 提出部数

提案書は、正本1部、副本2部(副本は複写可)の合計3部を提出してください。

(7) 注意事項

登記事項証明書、納税証明書、印鑑登録証明書等は、平成20年8月1日以後に発行されたものとします。また、貸借対照表、収支決算書等は、提出日現在の属する事業年度の直近3年間分としてください。

15 選定方法

指定管理者の候補者については、施設の利用者に対する平等な処遇の確保とサービスの向上及び施設の適切な維持管理並びに管理に係る経費の縮減等の視点から総合的に審査し、最も適当と認められる法人を選定します。

選定方法は、次のとおりです。

(1) 書類審査(平成20年9月下旬)

提出された指定申請書等により参加資格要件等に関する書類審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを行います。ヒアリングを行う場合は、随時連絡します。

(2) 審査委員会による選考（平成 20 年 10 月上旬～下旬）

提出書類の審査及び面接により、審査委員会において選考し、指定候補者（指定管理者として指定するため市議会に提案する法人で、議会承認により正式に指定管理者となる者をいう。）として選定します。

選定基準は、「選定基準書」に定めるとおりとします。

16 選定結果のお知らせ

選定結果については、提案者全員に通知します。（平成 20 年 11 月中旬）

17 指定管理者の指定、業務の引継ぎ及び協定書の締結

(1) 指定管理者の指定は、平成 20 年 12 月に開催される高知市議会の議決を経て行います。その後、管理運営について平成 21 年 3 月頃に基本協定書、平成 21 年 4 月 1 日に年度協定書を締結します。

(2) 年度協定書の締結は、初年度以降年度ごとに行います。

(3) 指定管理者に指定された者は、平成 21 年 4 月 1 日から業務を開始できるように、平成 21 年 1 月上旬から 3 月 31 日までの間に業務の引継ぎを行っていただきます。その際には、高知市の指示に従うとともに、入所者処遇に関する業務の引継ぎについては、特に入念に行ってください。

業務の引継ぎ及び業務の準備のため発生するすべての費用については、指定管理者の負担とします。

なお、平成 20 年度中に高知市が収受した元気ふれあい館の使用料（平成 21 年 4 月 1 日以後の使用に限る。）については、指定管理開始後に、協議の上、引き渡すこととします。

(4) 協定期間の開始前に管理運営に必要な準備及びこれに係る費用は、指定管理者の負担とします。

(5) 指定管理者が協定書の締結までに、福寿園の管理運営業務を履行することが困難と認められるとき、又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(6) 指定管理者は、本業務の終了（地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消された場合を含む。）に際し、高知市又は高知市が指定するものに対する引継ぎ等を行うものとします。

なお、本業務の終了前に、指定管理者が収受した元気ふれあい館の使用に係る利用料金（業務の終了日の翌日以後の使用に限る。）については、次期指定管理者による指定管理開始後に、協議の上、引き渡すこととします。

(7) 指定管理者は、高知市が長期継続契約を締結している契約について、契約期間が満了するまで契約内容を引き継ぐこととし、残期間について指定管理者が新たに契約を締結するものとします。

(8) その他の詳細については、高知市と指定管理者が協議するものとします。

18 応募に当たっての留意事項

- (1) 関係法令，関係基準・通知及び関係市条例・規則を遵守した上で応募してください。
- (2) 1 法人等につき 1 申請とします。また，同一人が複数の提案に関連することはできません。
- (3) 提案に係わる経費は，すべて応募者の負担とします。
- (4) 高知市が一度受理した提案書については，明らかな間違い，軽微な修正を除き，内容の変更を認めません。
- (5) 提出書類等は返却しません。また，提出書類等は，公表することがあります。
- (6) 提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし，高知市は，選定結果の公表等に必要な場合には，提案書の全部又は一部を使用できるものとします。
- (7) 提案を辞退するときは，必ず窓口に指定申請辞退届出書（様式ウ）を提出してください。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は，失格となることがあります。
 - 提出方法を遵守せずに提出されたもの
 - 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合していないもの
 - 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - 虚偽の内容が記載されているもの

19 その他注意事項

- (1) 審査委員との接触の禁止
応募予定者及び提案者は，審査委員と本件選考についての接触を禁じます。
- (2) 指定管理者の辞退
平成 20 年 12 月に開催される高知市議会の議決により指定管理者として指定された以降に辞退することは，理由の如何にかかわらず認めません。万一，辞退した場合は，高知市が被った損害について賠償しなければなりません。
- (3) リスクの分担
施設の管理運営に伴うリスク分担については，「リスク分担表」に定めるとおりとします。

20 お問い合わせ先

高知市健康福祉部元氣いきがい課
〒780 - 8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号
電話番号 088 - 823 - 9378
ファックス番号 088 - 875 - 6684
E-mail kc-120300@city.kochi.lg.jp
担当者 廣瀬・石黒